

ひたちなか市空き家バンクの物件登録について

1. 申込みから登録までの流れ

※できる限り申込みの前にご相談ください。必要に応じて現地調査を行います。

①申込み

必要書類：物件登録申込書、物件登録カード、同意書、チェックリスト
(未登記建物や退去予定の場合は、追加書類があります)

受付：ひたちなか市空家等対策推進室の窓口持参、郵送

②市及び不動産業者の審査

外観調査、危険性の有無、書類上で権利関係等の確認をします。

③仲介業者の決定

不動産業界団体で仲介業者を決定します。(申込みからここまでで約1~2ヶ月かかります)
市から「ひたちなか市空き家バンク媒介業者決定通知書」が送付されます。

④仲介業者による詳細調査

市から日程調整の連絡をします。

室内の確認など行いますので、仲介業者の調査に立ち会ってください。(市では立会いません)

⑤仲介業者と契約

調査結果を基に希望価格や条件などを仲介業者と調整し、良ければ契約をしてください。

⑥登録決定

市から「ひたちなか市空き家バンク物件登録通知書」を送付します。

⑦インターネット上に物件情報を掲載

「アットホーム(株)」「(株)LIFULL」のホームページに、物件情報を掲載
します。ひたちなか市空き家バンクのサイト「物件一覧」にあるリン
ク先から掲載を確認できます。



ひたちなか市空き家バンクのサイト
「物件一覧」のQRコード

2. 登録から成約までの流れ

①交渉

利用希望者からの室内確認や交渉等の申込みは、仲介業者で受け調整を行います。
必要に応じて、仲介業者から連絡があります。

②成約

利用希望者と条件など交渉がまとまれば、成約となります。
契約書の締結をし、仲介業者に仲介手数料をお支払いください。

※注意事項

- ・物件の状態、権利関係や法の基準等により、申込みや登録ができない場合があります。
- ・周囲に迷惑をかけている、または危険のおそれがある物件は、是正を持って申込みの受付とする場合があります。
- ・インターネット上に物件情報が掲載されても、必ず成約できるとは限りません。
- ・登録期間は、登録した日の翌々年度末となります。
- ・登録した内容に変更がある場合、登録の延長を希望される場合、取り消しを希望される場合は届出をお願いします。
- ・市では、交渉・契約に関して一切関与しませんので、交渉・契約に関するトラブルについては、当事者間において責任をもって解決してください。



空き家活用推進キャラクター
おふる

【問合せ・申込先】

ひたちなか市空家等対策推進室

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL : 029-273-0111 (代表) 内線 3225、3226 土日・祝日を除く平日 8:30~17:30

E-MAIL : akiyat@city.hitachinaka.lg.jp